

教育・保育給付に係る利用者負担について

1 趣旨

平成27年4月より、子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度の本格開始が予定されていることに伴い、新制度における利用者負担の方針について設定するものです。

2 概要

新制度における利用者負担は、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める応能負担となり、国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとされています。

現行との主な変更点として、次の4点が挙げられます。

- ・ 幼稚園の利用者負担も、新制度に移行する場合は応能負担となる。
- ・ 2号認定および3号認定子どもの利用者負担については、現行では世帯の所得税に基づいて算定しているが、新制度においては世帯の市民税所得割額を用いて算定することとなる。
- ・ 市民税所得割額をもとに利用者負担を算定するにあたり、市民税の当該年度の賦課決定が6月であるため、年度途中での切り替えが必要となる（切り替え時期までは前年度の市民税所得割額で利用者負担を算定）。
- ・ 2号認定および3号認定子どもについて、保育必要量に応じて利用者負担が2区分となる

なお、国が定める水準としては、各号の認定において、施設・事業の種類を問わず同一の水準となっています。

3 各号認定の利用者負担

(1) 1号認定子どもの利用者負担

i 国の利用者負担のイメージ

〈 現 行 〉

階層区分	推定年収	現行の保育料
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割 非課税世帯含む)	～270万円	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	～360万円	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	～680万円	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	680万円～	25,700円

〈 新 制 度 〉

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割 非課税世帯含む)	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

現行の保育料の金額は、幼稚園の保育料等の全国平均値から幼稚園就園奨励費補助金の単価を差し引いて算出されており、新制度における利用者負担についてもその金額がそのまま採用されています。階層についても、現行の就園奨励費補助金の階層をそのまま用いています。

多子軽減については、対象となる兄弟の年齢、基準等すべて現行のまま実施する方針である旨が別途示されています。

ii 市の利用者負担設定の方針

階層区分については、国の階層を基に設定します。ただし、現在東京都が、新制度に移行する幼稚園に対する保護者補助金のあり方を検討していることから、現行の私立幼稚園児保護者補助金の階層区分を基に設定することも含めて検討します。

また、利用者負担の金額については、国の水準は私立幼稚園就園奨励費補助金の金額をもとに算定されており、私立幼稚園児保護者補助金については考慮されていません。こちらも、東京都の私立幼稚園児保護者補助金のあり方によるため、その動向を踏まえ、現行より保護者の負担が増加しないよう配慮します。

多子軽減については、国の方針を踏襲します。

(2) 2号認定子どもおよび3号認定子どもの利用者負担

i 国の利用者負担のイメージ

〈 2号認定対象者現行 〉

階層区分	推定年収	現行の 費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税 非課税世帯	～260万円	6,000円
③市町村民税 課税世帯	～330万円	16,500円
④所得税額 40,000円以下	～470万円	27,000円
⑤所得税額 103,000円以下	～640万円	41,500円
⑥所得税額 413,000円以下	～930万円	58,000円
⑦所得税額 734,000円以下	～1130万円	77,000円
⑧所得税額 734,000円以上	1130万円～	101,000円



〈 2号認定対象者新制度 〉

階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	6,000円	6,000円
③市町村民税課税 世帯(所得税非課税 世帯)	16,500円	16,300円
④所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円

〈 3号認定対象者現行 〉

階層区分	推定年収	現行の 費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税 非課税世帯	～260万円	9,000円
③市町村民税 課税世帯	～330万円	19,500円
④所得税額 40,000円以下	～470万円	30,000円
⑤所得税額 103,000円以下	～640万円	44,500円
⑥所得税額 413,000円以下	～930万円	61,000円
⑦所得税額 734,000円以下	～1130万円	80,000円
⑧所得税額 734,000円以上	1130万円～	104,000円



〈 3号認定対象者新制度 〉

階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	9,000円	9,000円
③市町村民税課税 世帯(所得税非課税 世帯)	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	104,000円	102,400円

利用者負担の金額について、保育標準時間の金額は現行の費用徴収基準と同額となっており、保育短時間の金額は、保育標準時間のマイナス1.7%に設定されています。階層区分については現行のまま維持されています。

算定根拠については、前述のとおり所得税額から市民税所得割額に変更になります。

多子軽減については、対象となる兄弟の年齢、基準等すべて現行のまま実施する方針である旨が別途示されています。

なお、平成22年度の税制改正により廃止された年少扶養控除や19歳未満の特定扶養控除の上乗せ部分などについて、これまで国の指示により保育料算定においては考慮しておりましたが、新制度移行後は市町村におけるこれらの考慮は必要なくなります。

ii 市の利用者負担設定の方針

保育標準時間の利用者負担の金額及び階層区分が現行から変更がなかったため、市としても保育標準時間の利用者負担の金額は現行の金額をそのまま用い、階層区分も現行の17階層のままとします。短時間認定の保育料は、国と同じく保育標準時間の金額のマイナス1.7%とします。

階層区分については、国の方式に従い、市階層区分の所得税額を住民税所得割額に変換します。

多子軽減については、国の方針を踏襲します。

なお、国の方針に沿い、利用する施設・事業ごとの利用者負担の設定は行いません。